

柏崎刈羽原発における核物質防護規定違反に対する
東京電力ホールディングス株式会社小林喜光取締役会長の認識について（再質問）

去る9月28日の質問状において、東京電力が「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告書」（9月22日）（以下、報告書）を記者発表した席で、同社の小林会長が「今回の報告書の検証を通じまして、核物質防護規定違反を明確に示す事案は確認されませんでした」（[会見記録](#) 37:40）と発言したことへの更田委員長の見解をお尋ねしました。

10月6日まで頂いた回答は、「ご指摘の東京電力の小林会長の発言の趣旨は承知しておりません」というものでした。

しかし、同6日午後にかかれた原子力規制委員会における記者会見で、記者に問われ、「これはある議員の先生から質問状をいただいたので、この発言どう思いますっていうお尋ねをいただいたので、その前後の部分の動画を見ました。これは小林会長が会見をされている会見の部分です」と回答されていました。

1. 映像で小林会長発言に関して動画をご確認いただきありがとうございます。その後、核物質防護規定違反に対する小林会長の認識、また会長の発言趣旨は明確になったのでしょうか、お聞かせください。
2. 報告書「第5章 両事案を踏まえた根本原因」には「今回の事案に関する経営層の関与」が次のように触れられています。

「今回の両事案については、いずれの報告においても、事案の発覚あるいは原子力規制庁に指摘を受けるまで両事案で指摘された問題を認識しうるような情報は含まれていないことが確認されている。こうした事実を踏まえると、社長は、今回の両事案が発生するまで、それぞれの事案の発生を予防するための「指示を出す」上で必要な材料を報告から把握することは出来なかった。また、上述のとおり核物質防護規定で求められる役割については不備がないことが確認されており、これらから、社長において、今回の両事案発生に対し、核物質防護規定に抵触する行為があったと言うことは出来ない」と書かれています。

すなわち、現場の法令違反を原子力規制庁に指摘されるまで社長は知らなかったから法令違反、核物質防護規定違反ではないとの認識です。これは現場と経営層が一体であるべき原子力事業者にとって是正不可能な深刻なガバナンス問題を呈しているのではないのでしょうか。

ご多用のところ恐縮ですが、10月12日中に改めて文書回答をお願い致します。